

三重県保健師助産師看護師等修学資金 貸 与 の し お り

令和 7 年度 新規修学生用

(看護系大学在學生)

三重県 医療保健部 医療人材課

※ このしおりは、大切に保管してください。

このしおりは、令和7年度に新たに修学資金を借りた
修学生のために作成しています。

他の年度に借りた方は、手続きが異なることがあります。

三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与のしおり

目 次

1	修学資金貸与の概要	1
2	修学資金の申込み	3
3	在学中にすること	4
4	卒業したとき	6
5	勤務状況・在学状況等の報告	8
6	全額返還免除	10
7	全額返還	11
8	返還方法	13
	在学中の手続きの流れ	15
	卒業後の手続きの流れ	16
	看護職員修学資金返還額チェックシート	17
	修学資金貸付に関するQ&A	18
	三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例	19
	三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則	21

様 式

看護職員修学資金貸与申請書（第1号様式）	29
借用証書（第2号様式）	30
返還明細書（第3号様式）	31
修学資金返還免除申請書（第4号様式）	32
修学資金返還猶予申請書（第5号様式）	33
在職証明書（別紙1）	34
就業証明書（別紙2）	35
看護職員修学資金貸与辞退届（看修05）	36
看護職員修学資金 休学・復学・退学 届（看修06）	37
勤務状況・在学状況届出書（看修07）	38
看護職員修学資金 繰上返還届出書（看修08）	39
氏名・住所変更届出書（看修09）	40
勤務先変更届出書（看修10）	41

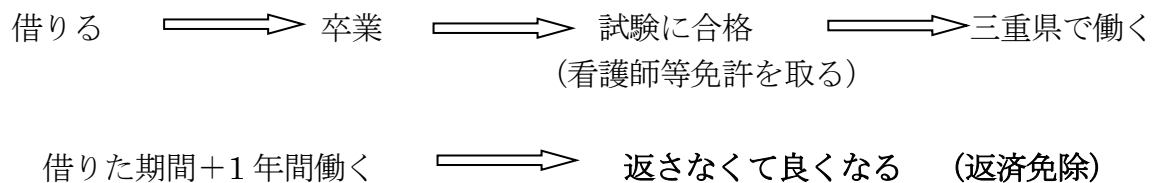
1 修学資金貸与の概要

三重県の病院等で働きたい方は、修学資金が借りられます

(1) 修学資金の目的

県内における看護職員の充実を図るため、看護系大学に在学（就業義務を課す他の貸付金等を受けている方または受けようとする方、県内の大学に在学している方については、県内出身の方を除く）し、卒業後に県内で、下記の一覧の1または2の施設において、看護職員の業務に従事しようとする方に対して修学資金が貸与されます。

(2) 修学資金の流れ



(3) お金を返さなくてよくなるには（返済免除条件）

- ① 卒業後1年以内に看護師等免許を取得する。
- ② 県内の下記の「返還免除の対象病院等」で勤務する。
- ③ 決められた年数を勤務する。
「返済免除の対象病院等」で借りた期間+1年間勤務する。
※例えば、大学4年であれば、+1年で5年間務めれば良い

(4) その他

詳しくは、次のページ以降をご確認ください

○ 返 還 免 除 の 対 象 病 院 等

三重県の病院・診療所（クリニック）

※病院・診療所（クリニック）の規模等は問いません。

※次の1または2に該当する県内の施設を「指定機関等」といいます。

- 1 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
- 2 医療法第1条の5第2項に規定する診療所

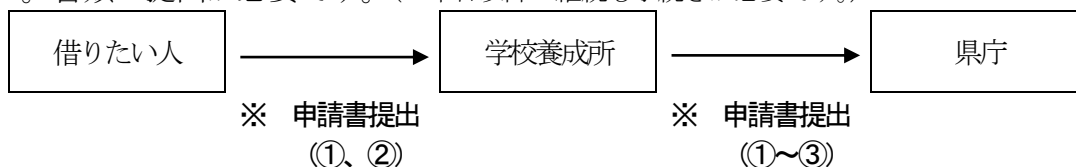
※ご不明な点は、裏表紙に記載の事務担当にお問い合わせください。

2 修学資金の申込み

借りたいときは、学校を通じて申し込んでください

(1) 申込の流れ

新たに修学資金を借りたいときは、入学した後に入学した学校に申し出てください。書類の提出が必要です。(2年目以降の継続も手続きが必要です。)



- 提出書類
- ① 看護職員修学資金貸与申請書 (第1号様式)
 - ② 世帯の所得、就業意思等に関する調書 (看修01) ほか指定する書類
 - ③ 在学する学校養成所の長の推薦書 (看修02) (学校養成所において作成)

(2) 借りられる金額

借りられる金額は、次のとおりです。

種 類	1 年間に借りられる金額
大学 (看護系大学在学学生修学資金)	600,000円 (50,000円/月)
助産専門学校 (助産師養成所在学生修学資金)	840,000円 (70,000円/月)
看護学校 (看護師等養成所在学生修学資金)	432,000円 (36,000円/月)
通信制の看護学校 (看護師学校養成所 (通信制) 在学学生修学資金)	252,000円 (21,000円/月)
准看護学校 (准看護師養成所在学生修学資金)	252,000円 (21,000円/月)

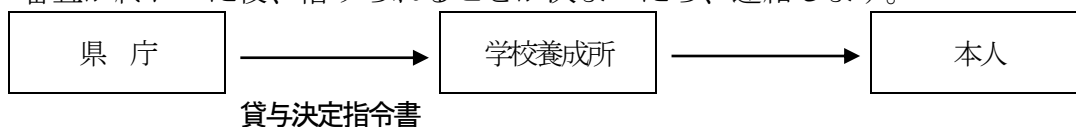
※ 修学資金は、毎月10日頃に金融機関の口座に振り込みます。

※ 前年度からの継続の場合は4月から継続貸与決定までの分を一括で振り込みし、その翌月から毎月振り込みます。

※ 新規の場合は4月から貸与決定までの分を一括で振り込みし、その翌月から毎月振り込みます。

(3) 修学資金の貸与の決定

審査が終わった後、借りられることが決まったら、連絡します。

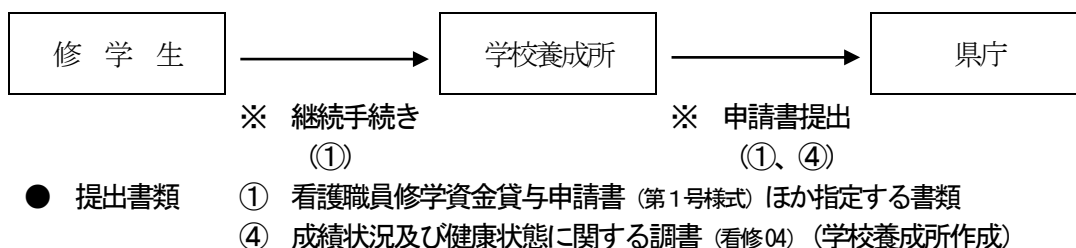


3 在 学 中 に す る こ と

毎年、手続きが必要です

(1) 継続の手続き

毎年 4 月 15 日までに借入の継続手続きを行ってください

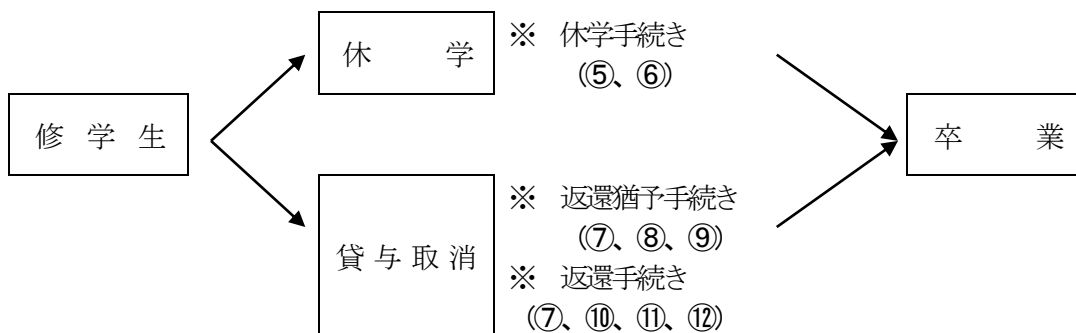


(2) 休学、留年、退学の手続き

休学は届出のみですが、留年や退学は貸与が取り消されます

貸与の取り消し後は、お金を返さなければなりません

休学や貸与の取り消しがあったときは、次の手続きを行ってください。



(1) 休学したときは、休学した日から10日以内に届出が必要です。休学している間は、修学資金の振込を止めます。

- 提出書類
- ⑤ 休学届（看修06）（本人から知事あて）
- ⑥ 学校養成所の休学許可の写し

※ 復学した場合は、10日以内に届出をしてください（復学届、復学許可の写しを提出すること）。修学資金の振込を再開します。

(2) 貸与の取り消しがあったときは、借りた修学資金を返さなければなりません。ただし、卒業するまでは、返還の猶予を申請することができます。

- 提出書類
- ＜返還の猶予を申請する場合＞
- ⑦ 借用証書（第2号様式）
- ⑧ 返還猶予申請書（第5号様式）

⑨ 在学証明書

<返還する場合>

- ⑦ 借用証書（第2号様式）
- ⑩ 返還明細書（第3号様式）
- ⑪ 退学届（看修06）
- ⑫ 学校養成所の退学決定の写し

（3）貸与が取り消しとなる場合

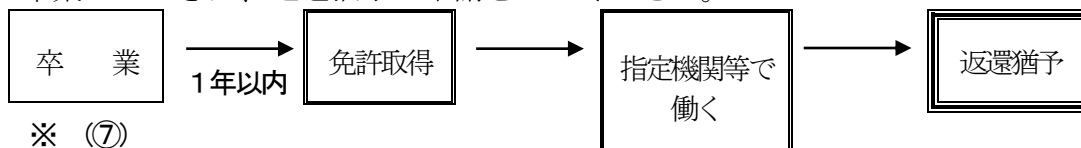
- ・ 退学したとき
- ・ 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
- ・ 性行または学業成績が著しく不良になつたと認められるとき
- ・ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ・ 死亡したとき
- ・ 申請書に虚偽の記載をし、または不正の手段によって修学生になつたとき
- ・ 知事が付する条件に違反したとき

4 卒業したとき

就職後、進学後も手続きが必要です

(1) 卒業後の手続き

卒業したときは、返還猶予の申請をしてください。

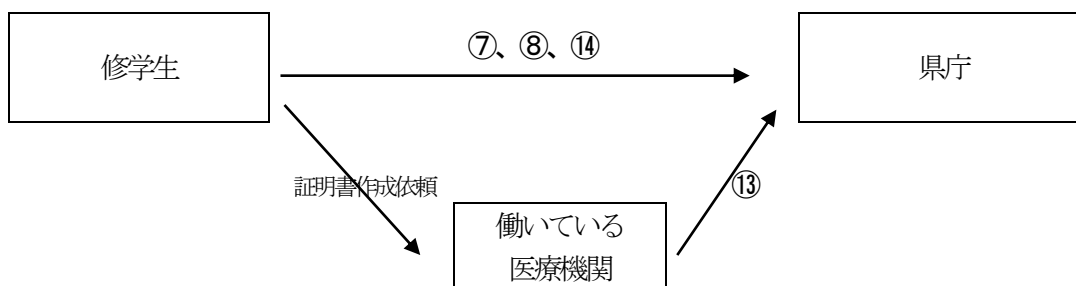


※ (7)

※ 返還猶予手続き (8、13、14)

- 提出書類
 - ⑦ 借用証書 (第2号様式)
 - ⑧ 返還猶予申請書 (第5号様式)
 - ⑬ 在職証明書 (別紙1様式)
 - ⑭ 看護職員の免許取得を証する書類
(看護職員免許証、登録済証明書の写し等)

● 提出方法



就業内容について

指定機関等に就職した場合でも、就業内容が次のア・イに該当しない場合は返還が必要です。

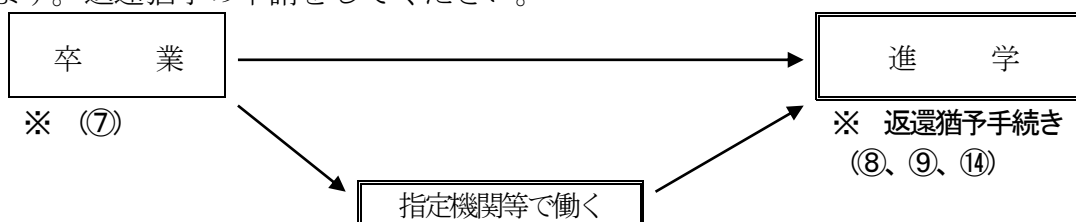
ア 看護職員業務または助産師業務に従事していること。

イ 常勤職員として勤務していること

非常勤職員の場合は、週32時間以上（または月128時間以上）勤務していること

(2) 進学時の手続き

卒業後、大学院他種の看護職員の学校養成所に進学したときは、返還が猶予されます。返還猶予の申請をしてください。



※ (7)

※ 返還猶予手続き
(8、9、14)

- 提出書類
 - ⑦ 借用証書（第2号様式）
 - ⑧ 返還猶予申請書（第5号様式）
 - ⑨ 在学証明書
 - ⑭ 看護職員の免許取得を証する書類
（看護職員免許証、登録済証明書の写し等）

※ 進学した大学院等を卒業したときも、同様の手続きを行ってください（ただし、「⑦ 借用証書」は提出済みのため不要）。

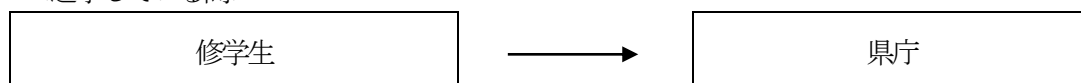
5 勤務状況・在学状況等の報告

毎年、どこで働いているかなどお知らせください

(1) 勤務状況・在学状況届出書(毎年)

卒業後は指定の医療機関等に就業、進学など、1年に1回(4月中)、「どこで働いているか」または「どこに在学しているか」「勤務状況・在学状況」の報告が必要です。

<進学している間>

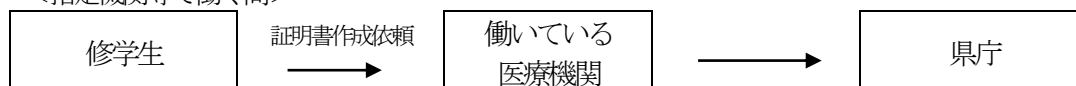


● 提出書類

⑨ 在学証明書

⑮ 勤務状況・在学状況届出書(看修07)

<指定機関等で働く間>



● 提出書類

⑬ 在職証明書(別紙1様式)

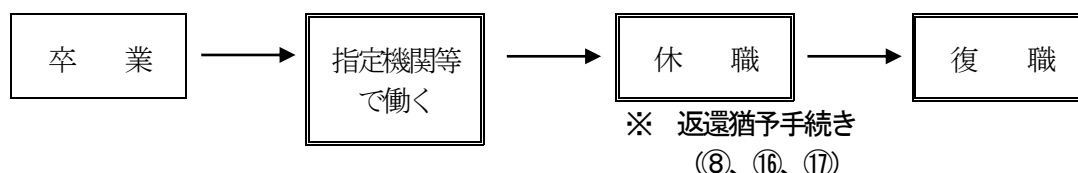
⑮ 勤務状況・在学状況届出書(看修07)

※ 在職証明書は、勤務している医療機関から三重県へ直接提出をお願いします。

(2) 仕事を休職、産休・育休を取るときは、手続きが必要です

卒業後、指定機関等で働いている間に、病休、産育休等のやむを得ない事情により休職または停職したときは、返還猶予の申請をしてください。

なお、返還免除のための働いた期間(業務従事期間)を計算するときは、休職・停職期間を除きます。



● 提出書類

⑧ 返還猶予申請書(第5号様式)

⑬ 休職等を証明する書類

⑰ やむを得ない事情を証明する書類(診断書等)

(3) 状況が変わった場合、お知らせください

次のことが発生した場合は、10日以内に届出をしてください。

- ① 氏名または住所の変更をしたとき
 - ② 修学に耐えない程度の心身の故障が生じたとき
 - ③ 卒業したとき
 - ④ 連帯保証人の氏名、住所に変更があった場合、または死亡、その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき
 - ⑤ 看護職員の免許を取得したとき（看護職員免許証の写しを提出）
 - ⑥ 就業先の指定機関等を変更したとき、または業務を廃止したとき
 - ⑦ 卒業後、さらに他種の看護職員の学校養成所または大学院に進学し、返還猶予の決定を受けた後、その施設等を卒業あるいは退学したとき
- ※②及び③は、学校養成所の長を経由して届出をしてください。

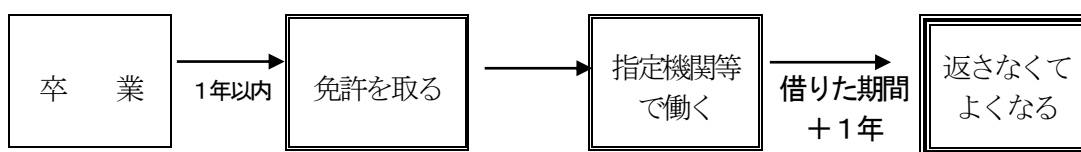
6 全 額 返 還 免 除

決められた年数働くと、お金を返さなくてもよくなります

(1) 返済免除申請 【重要】

学校養成所を卒業後1年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに指定機関等において修学資金を借りた期間（1年未満の場合は1年）に1年を加えた期間、看護師業務等に従事（ただし、休職・停職期間は除く）したとき、借りた修学資金を返還しなくてよくなります（返還免除）。

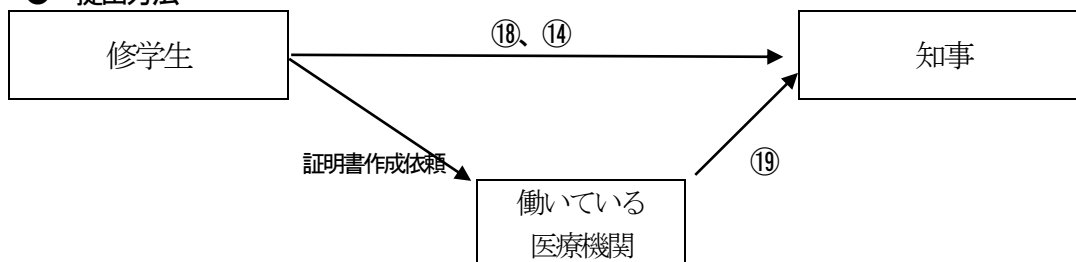
期間が満了した修学生は、以下の手続きにより返還免除の申請をしてください。



※ 返還免除手続き (⑮、⑯、⑰)

- 提出書類
 - ⑮ 返還免除申請書 (第4号様式)
 - ⑯ 就業証明書 (別紙2様式)
 - ⑰ 看護職員の免許取得を証する書類 (看護職員免許証の写し等)

● 提出方法



※指定機関等への転職は構いません（働く指定機関等は、通算1か所である必要はありません）。複数の指定機関等で働いた場合は、その通算期間を働いた期間（業務従事期間）とします。

ただし、引き続いて働く必要があります。勤務先を変更する場合は退職した日の属する月の翌月までに、次の指定機関等で働いてください。

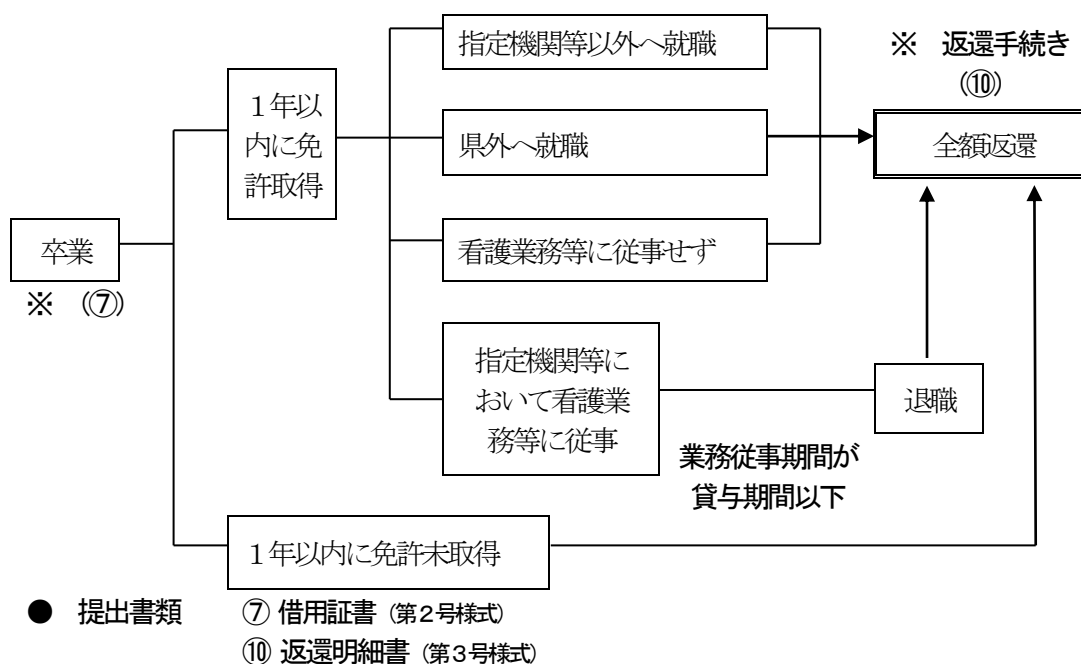
7 全 額 返 還

お金を返さなければならない場合があります

(1) 全額返還

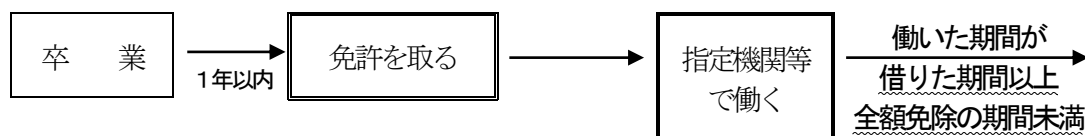
退学した場合のほか、全額返さなければならない場合は次のとおりです。

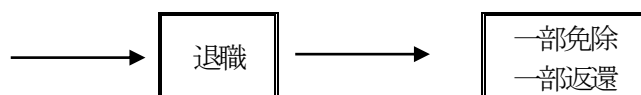
- ① 卒業後、1年以内に看護師等の免許を取得しなかった
- ② 指定機関等以外の施設に就職した
- ③ 県外へ就職した
- ④ 指定機関等であっても、看護師業務等に従事しなかった
- ⑤ 看護師等の免許取得後、直ちに指定機関等に就業しなかったときは、やむを得ない理由がない場合
- ⑥ 指定機関等において看護師業務等に従事期間が貸与期間に満たない
- ⑦ 指定機関であっても、従事する内容が基準に満たない
- ⑧ 貸与の取り消しがあり、卒業までの猶予期間が終了した



(2) 一部返還(一部免除申請)

全額免除される期間働かなかった場合でも、借りた期間（1年未満の場合は1年）以上指定機関等で働いた場合は、一部返さなくてもよくなります（一部免除）。一部返還免除の申請をしてください。

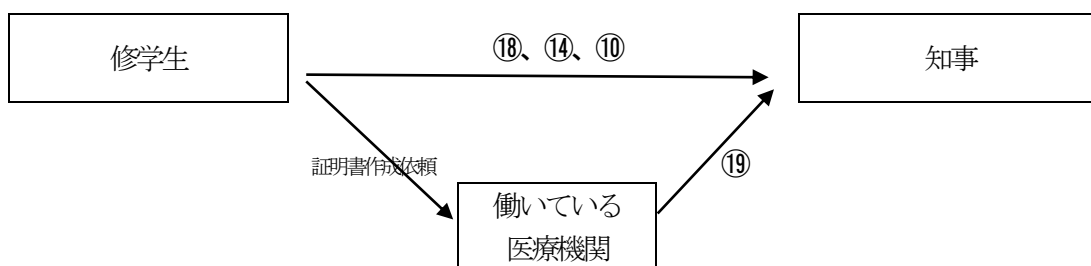




※ 返還免除、返還手続き (⑮、⑰、⑭、⑩)

- 提出書類
 - ⑮ 返還免除申請書 (第4号様式)
 - ⑰ 就業証明書 (別紙2様式)
 - ⑭ 看護職員の免許取得を証する書類
(看護職員免許証の写し等)
 - ⑩ 返還明細書 (第3号様式)

● 提出方法



※ 休職・停職期間は、業務従事期間から除きます。

◆ 一部免除の金額は、次のように計算します。

ア 免除率の算出

返還免除率 (※1) = 業務従事期間 ÷ (貸与を受けた期間 + 1年)

※1 小数点2位以下を切り捨てます。(例: 0.897 → 0.8)

イ 返還免除額の算出

$$\boxed{\text{返還免除額} = \text{貸与総額} \times \text{返還免除率 (アで求めた率)}}$$

(3) 働いた期間は、1か月単位で数えます

① 業務従事期間の計算方法

業務従事期間は、月数によって計算します。働き始めた日の属する月から働かなくなった日の属する月までを算入します。ただし、勤務先を変更したとき、退職した日と従事開始日が同一の月となる場合は、1か月と計算します。

なお、起算の月は看護職員籍の登録年月とします。したがって、従事開始日が4月であっても免許証の登録年月が5月である場合は、5月からの起算とします。

8 返 還 方 法

全額返還、一部返還となった場合のお金の返し方

(1) 返還の開始時期

原則として、返還明細書を提出した日の属する月の翌月から始まります。

(2) 返還回数

一括払い、年払い、半年払い、月払いから選べます。

(3) 1回の返還額

1回の返還額は、年賦の場合は貸与月額に12を掛けた額、半年賦の場合は貸与月額に6を掛けた額、月賦の場合は貸与月額を下回らない額とします。

※ 納期限を超過した場合は、延滞利息が発生するのでご注意ください。

(4) 納付の方法

納入通知書（請求書兼払込用紙）を送付しますので、三重県指定金融機関、指定代理金融機関および収納代理金融機関で払い込んでください。

また、バーコードが記載されている納入通知書は、コンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリ等で納付できます。

● 県内取扱窓口

都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫

● 県外取扱窓口

百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、りそな銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、愛知銀行本支店

巻末の「三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例」、「三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則」をよく読んでください。
分からないことは、下記の事務担当にお問い合わせください。

事務担当

三重県 医療保健部 医療人材課 看護職員確保班

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

TEL : 059-224-2053

FAX : 059-224-2340

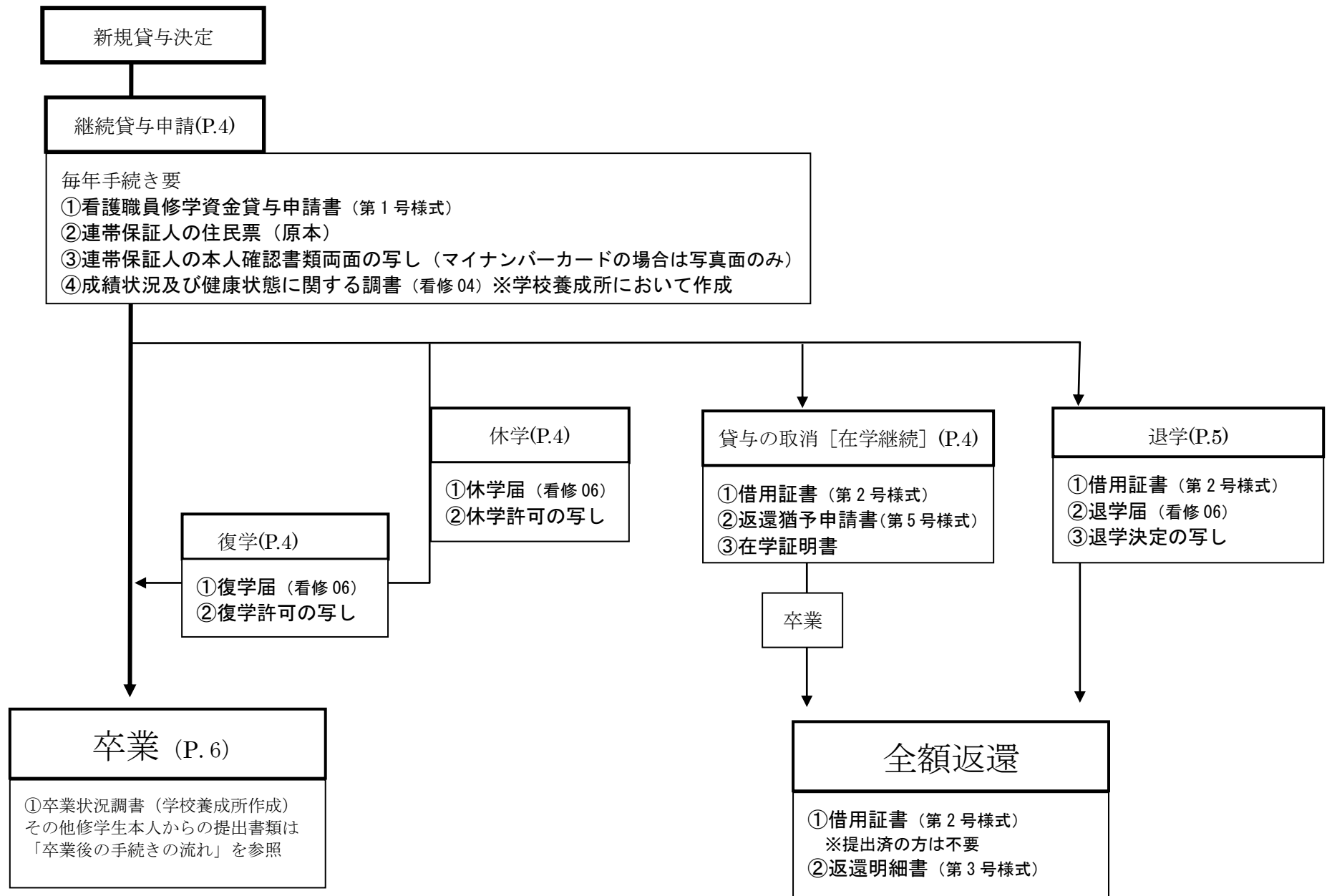
E m a i l : shugaku02@pref.mie.lg.jp (看護修学資金専用メールアドレス)

U R L : <https://www.pref.mie.lg.jp/common/03/ci600014659.htm>

※ホームページから各種様式をダウンロードできます。

在学中の手続きの流れ

※在学中は、学校養成所を通じて手続きを行ってください。



卒業後の手続きの流れ

※こちらに記載していない手続きが必要になることがあります

卒業

指定機関以外
へ就職

県外へ就職

看護師等の業
務に従事せず

免許未取得

指定機関へ就職
(P.6)

進学
(P.6,7)

指定機関 勤務／ 返還猶予

- ①借用証書（第2号様式）
※既に提出済の方は不要
- ②返還猶予申請書（第5号様式）
- ③在職証明書（別紙1）
※修学生が勤務先へ依頼し、
勤務先から三重県へ提出してください。
- ④看護職員の免許取得を証する書類

進学／ 返還猶予

- ①借用証書（第2号様式）
- ②返還猶予申請書（第5号様式）
- ③在学証明書 ※進学先のもの
- ④看護職員の免許取得を証する書類

卒業

勤務猶予期間中（勤務中）／進学猶予期間中（在学中）【毎年4月末までに提出】
①勤務状況・在学状況届出書（看修07） ②在職証明書（別紙1）または在学証明書
※勤務猶予期間中の場合は、勤務先から三重県へ提出してください。

休職※やむを得ない事情によるものに限ります

- ①返還猶予申請書（第5号様式）
- ②休職を証明する書類
- ③診断書等

勤務先変更

- ①勤務先変更届出書（看修10）
- ②就業証明書（別紙2）の写し
※原本は従事期間満了後提出が必要

返還免除に必要な
従事期間勤務

従事期間が貸与期間以
上で返還免除に必要な
期間未満の場合

従事期間が貸与期間
未満の場合

全額免除 (P. 10)

- ①返還免除申請書（第4号様式）
- ②就業証明書（別紙2）
- ③看護職員の免許証の写し

一部免除/一部返還 (P. 11, 12)

- ①返還免除申請書（第4号様式）
- ②就業証明書（別紙2）
- ③看護職員の免許証の写し
- ④返還明細書（第3号様式）

全額返還 (P. 11)

- ①借用証書（第2号様式）
※卒業時提出済の方は不要
- ②返還明細書（第3号様式）

看護職員修学資金返還額チェックシート

1 貸与期間	～ ～		か月 (a)	
2 貸与総額	看護系大学 50,000 円 × (a) か月		貸与総額 円 (b)	
3 卒業年月	卒業		退学→全額返還	
4 免許取得 年月日	免許取得		未取得→全額返還 3 から 1 年以上→全額返還	
5 指定機関 ①～③にマル	ア 地域	① 県内	② 県外	②→全額返還
	イ 従事内容	① 看護業務	② その他	②→全額返還
6 に転記	ウ 指定機関等の確認	① 病院 ② 診療所 ③ その他		③→全額返還
6 勤務期間	従事開始年月	従事終了年月	月数	勤務先
4 より早い場合は 4 の年月				
	勤務期間		計	か月 (c)
7 休職等期間	① なし			
	② あり ～ (か月)			
	～ (か月)			
	か月 (d)			
8 従事期間	(c) か月 - (d) か月 =		か月 (e)	
9 全額免除	① (e) ≥ 貸与期間 + 12 か月 → 全額免除 ② (e) < 貸与期間 + 12 か月 → 10 へ			
10 一部免除	※ (a) の期間 < 1 年間 の場合 → (a) = 1 年間 ① (e) ≥ (a) → 11 へ ② (e) < (a) → 全額返還			
11 免除額の算定	※ (a) の期間 < 1 年間 の場合 → (a) = 1 年間			
	① 返還免除率の算出			
	(a) か月 + 12 か月	=	か月 (f)	
	(e) か月 ÷ (f)	か月 =	→	(g)
	* 小数第 2 位切捨て			
	② 返還免除額等の算出			
	(b) 円 × (g)	=	円 (h)	(一部免除額)
	(b) 円 - (h)	円 =	円	(返還額)

修学資金貸付に関するQ&A（看護系大学在学学生向け）

Q 1 指定機関等に就業しており返還猶予期間中ですが、返還免除に必要な就業期間を経過する前に、就業先が運営する指定機関等以外の部署に配置転換となりました。このような場合の取扱いはどうなりますか（条例第2条、第3条、規則第11条、第11条の2、第12条関係）。

A 1 指定機関等以外の部署に配置転換となった場合、指定機関等で就業していることにはなりません。返還猶予の要件を満たさなくなるため、修学資金の返還が必要です。

なお、配置転換の時点で、一部返還免除の要件を満たしていれば、全額返還ではなく一部返還の取扱いとします。

Q 2 看護系大学在学中に修学資金の貸与を受けましたが、卒業後に入学した助産師養成所でも修学資金の貸与を受けた場合、従事すべき指定機関等はどのようなところになりますか（条例第2条、規則第11条、第11条の2関係）。

A 2 貸与を受けたそれぞれの修学資金制度に規定する指定機関等で、該当する業務に従事する必要があります。

ひとつの指定機関等で継続して従事し、両方の返還免除要件を満たそうとする場合は、病院または診療所のうち分べんを取り扱っている施設で、助産師の業務に従事する必要があります。

Q 3 看護系大学在学中に修学資金の貸与を受け、卒業後に入学した助産師養成所でも修学資金の貸与を受けました。この場合の返還免除に必要な就業期間の取扱いはどうなりますか（条例第2条、規則第11条の2関係）。

A 3 助産師養成所在学中は、看護系大学在学中に貸与した修学資金について、進学を理由に返還を猶予することができます。助産師養成所卒業後、それぞれの修学資金の返還免除に必要な従事期間を合算した期間（例：看護系大学で4年、助産師養成所で1年貸与を受けた場合は、（4年＋1年）＋（1年＋2年）＝8年間）就業した場合に、両方の修学資金の返還が免除されます。

返還免除に必要な期間満了前に退職する場合、例えば、看護系大学で4年、助産師養成所で1年貸与を受けた場合においては、就業後4年6か月で退職した際、貸与を受けた時期が早い看護系大学在学時の分を一部返還免除（一部返還）、助産師養成所在学時のものを全額返還の取扱いとします。

三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例

昭和四十年三重県条例第三十七号

(趣旨)

第一条 保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）並びに歯科技工士の確保及び質の向上に資するため、県が将来看護職員及び歯科技工士になろうとする者に貸与した修学資金の返還の免除については、この条例の定めるところによる。

(返還の当然免除)

第二条 知事は、別に定める看護職員及び歯科技工士の修学資金の貸与に関する規則に基づき修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該修学資金の全部の返還を免除するものとする。

- 一 養成施設（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十九条から第二十一条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（高等学校を除く。）若しくは都道府県知事が指定した養成所若しくは同法第二十二條の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所又は歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十四条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校若しくは都道府県知事が指定した養成所をいう。以下同じ。）を卒業した日から一年以内に当該看護職員又は歯科技工士の免許を取得し、直ちに引き続き別表に定める期間、当該修学資金の貸与に関する規則の定めるところにより看護職員又は歯科技工士の業務（保健師助産師看護師法第二十条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（大学を除く。）又は都道府県知事が指定した養成所に在学中に看護職員の修学資金の貸与を受けた者については、助産師の業務に限る。以下「業務」という。）に従事したとき。この場合において、当該養成施設を卒業後さらに他種の看護職員若しくは歯科技工士の養成施設若しくは大学院（業務に関する専門知識の修得を目的とするものに限る。以下同じ。）に在学しているため、又は疾病、災害その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかつた場合には、当該期間は業務従事の継続性を中断しないものとし、また業務従事の期間には算入しないものとする。
- 二 前号に規定する業務従事の期間中又は前号後段の期間中に死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなつたとき。
- 三 養成施設を卒業後、さらに他種の看護職員若しくは歯科技工士の養成施設又は大学院の修士課程若しくは博士課程に進学し、その施設又は大学院の課程を卒業又は修了の後、引き続き別表に定める期間、当該修学資金の貸与に関する規則の定めるところにより業務に従事したとき。

(返還の裁量免除)

第三条 知事は、別に定める看護職員及び歯科技工士の修学資金の貸与に関する規則に基づき修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与した修学資金のうち、返還期日が到来していない部分について、全部又は一部を免除することができる。

- 一 前条第一号及び第三号に規定する場合を除くほか、当該修学資金の貸与に関する規則の定めるところにより通算一年以上業務に従事したとき。この場合における期間の通算等については前条第一号後段の規定を準用する。
- 二 前条第二号に規定する場合を除くほか、死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由があるとき。

(規則への委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第二条関係）

区 分	期 間
保健師助産師看護師法第十九条から第二十一条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（高等学校を除く。）若しくは都道府県知事が指定した養成所又は同法第二十二条の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学中に看護職員の修学資金の貸与を受けた者	当該貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）に一年（修学期間が一年の助産師を養成する学校又は助産師養成所に在学中に当該貸与を受けた場合にあっては、二年）を加えた期間
歯科技工士法第十四条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成所に在学中に歯科技工士の修学資金の貸与を受けた者	五年間

附 則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に修学資金の貸与が決定される者の修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与が決定された者の修学資金については、なお従前の例による。

三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則

(昭和三十七年三重県規則第八十九号の二)

(趣旨)

第一条 この規則は、県内における保健師、助産師、看護師及び准看護師の確保及び質の向上に資するため、看護職員を養成する施設に在学する者に対し貸与する看護職員修学資金（以下「修学資金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 看護職員 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。
- 二 養成施設 法の規定に基づき指定された看護職員を養成する学校又は養成所をいう。
- 三 指定機関 別表第一に掲げる施設で県内にあるものをいう。
- 四 指定医療機関 別表第二に掲げる施設で県内にあるものをいう。
- 五 指定分べん取扱機関 別表第三に掲げる施設で県内にあるものをいう。

(貸与)

第三条 知事は、養成施設に在学する者で、将来指定機関、指定医療機関又は指定分べん取扱機関（以下「指定機関等」という。）において看護職員の業務（以下「業務」という。）に従事しようとする者に対し、予算の範囲内において、無利息で修学資金を貸与することができる。ただし、修学資金を貸与する期間は、当該養成施設の正規の修業年限を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、修学資金は、就業義務を課す他の貸付金等を受けている者又は受けようとする者に対しては、貸与しない。
- 3 修学資金は、貸与決定の際に定める月から在学している養成施設を卒業する日の属する月まで、毎月、次の表の上欄に掲げる者の同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額を貸与するものとする。ただし、特別の理由があるときは、二箇月分以上をまとめて貸与することができる。

貸与対象者	養成施設の設置主体	貸与月額
一 法第十九条又は第二十一条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（高等学校及び大学を除く。）又は都道府県知事が指定した養成所に在学している者（通信制の課程に在学している者を除く。）	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	三万六千円
二 法第十九条から第二十一条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校（大	すべての設置主体	五万円

学に限る。)に在学している者(県内の大学に在学している者については、県内者を除く。)		
三 法第二十条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校(大学を除く。)又は都道府県知事が指定した養成所に在学している者(就業義務を課す他の貸付金等を受けている者又は受けようとする者を除く。)	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	七万円
四 法第二十一条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校(高等学校及び大学を除く。)又は都道府県知事が指定した養成所に在学している者(通信制の課程に在学している者に限る。)	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	二万一千円
五 法第二十二条の規定に基づき知事が指定した准看護師養成所に在学している者	国、地方公共団体等を除くすべての設置主体	二万一千円

備考 県内者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 大学入学の日の一年前から引き続き県内に住所を有する者
- 二 大学入学の日の一年前から引き続き県内に配偶者又は一親等の親族が住所を有する者

(貸与の申請手続)

第四条 前条の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、看護職員修学資金貸与申請書(第一号様式)をその者が在学する養成施設の長を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に規定する連帯保証人の基準その他必要な事項については、知事が別に定める。

(貸与の決定)

第五条 知事は、前条の申請書を受理したときは書類審査等により、修学資金を貸与する者(以下「修学生」という。)を決定し、修学生が在学している養成施設の長を経由して本人に通知するものとする。

(貸与の取消等)

第六条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事実の発生した日の属する月からその貸与を取り消すものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 性行又は学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。

六 申請書に虚偽の記載をし、又は不正の手段によつて修学生となつたとき。

七 知事が付ける条件に違反したとき。

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において貸与を停止された期間中の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生に復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

3 知事は、修学生が正当な理由なくして第十九条に規定する学業成績及び健康状態を証明する書類を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(借用証書)

第七条 修学生が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の貸与を受けた金額について借用証書（第二号様式）を知事に提出しなければならない。

一 当該養成施設を卒業したとき。

二 第六条第一項の規定により、修学資金の貸与を取り消されたとき。

(返還)

第八条 修学資金は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じた場合には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（第六条第二項の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除く。）に相当する期間内に、返還しなければならない。

一 第六条第一項の規定により、修学資金の貸与を取り消されたとき。

二 性行又は学業成績が不良であつたことにより、在学する養成施設の正規の修業年限内に卒業できなかつたとき。

三 看護職員の養成施設を卒業した日から一年以内に貸与の対象となつた当該看護職員の免許を取得しなかつたとき。

四 前号の免許取得後直ちに指定機関等において業務に従事しなかつたとき。

五 第三号の免許取得後直ちに指定機関等において業務に従事したが三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例（昭和四十年三重県条例第三十七号。以下「条例」という。）第二条第二号に規定する場合を除くほか、指定機関等において業務に従事しなくなつたとき。

(返還明細書)

第九条 前条の規定により、修学資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日から起算して二十日以内に、返還明細書（第三号様式）を知事に提出しなければならない。

(返還方法)

第十条 修学資金の返還は、月賦、半年賦若しくは年賦の均等返還又は一括返還によるものとする。ただし、繰上返還をすることができる。

2 一回の返還額は、原則として、月賦の場合は貸与月額、半年賦の場合は貸与月額に六を乗じて得た額、年賦の場合は貸与月額に十二を乗じて得た額を下回らない額とする。

- 3 第一項の返還に当たっては、三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）の定めるところにより所定の期日までに納付しなければならない。

（返還の当然免除ができる指定機関等）

第十一条 条例第二条第一号又は第三号の規定により第三条第二項の表第一号の項、第四号の項又は第五号の項に規定する者に係る修学資金の全部を免除できる場合は、指定機関において業務に従事したときとする。

- 2 条例第二条第一号又は第三号の規定により第三条第二項の表第二号の項に規定する者に係る修学資金の全部を免除できる場合は、指定医療機関において業務に従事したときとする。
- 3 条例第二条第一号又は第三号の規定により第三条第二項の表第三号の項に規定する者に係る修学資金の全部を免除できる場合は、指定分べん取扱機関において業務（助産師の業務に限る。）に従事したときとする。

（返還の裁量免除ができる指定機関等及び業務従事期間）

第十一条の二 条例第三条第一号の規定により第三条第二項の表第一号の項、第四号の項又は第五号の項に規定する者に係る修学資金の全部を免除できる場合は当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）に一年を加えた期間以上指定機関において業務に従事したときとし、一部を免除できる場合は当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）以上指定機関において業務に従事したときとする。

- 2 条例第三条第一号の規定により第三条第二項の表第二号の項に規定する者に係る修学資金の全部を免除できる場合は当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）に一年を加えた期間以上指定医療機関において業務に従事したときとし、一部を免除できる場合は当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）以上指定医療機関において業務に従事したときとする。
- 3 条例第三条第一号の規定により第三条第二項の表第三号の項に規定する者に係る修学資金の全部を免除できる場合は当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）に一年を加えた期間以上指定分べん取扱機関において業務（助産師の業務に限る。）に従事したときとし、一部を免除できる場合は当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）以上指定分べん取扱機関において業務（助産師の業務に限る。）に従事したときとする。

（裁量免除のできる額の算出方法）

第十二条 前条の規定による一部免除の額は、指定機関等において業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が一年に満たないときは、一年とする。）に一年を加えた期間で除して得た数値（この数値が一を超えるときは、一とする。）を、修学資金の未返還の額（返済期日が到来していないものに限る。）に乗じて得た額とする。この場合当該数値は、小数点第一位までをもつて算出する。

(返還の当然猶予)

第十三条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学資金の返還を猶予するものとする。

- 一 第六条第一項の規定により修学資金の貸与を取り消されたのちも引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- 二 当該養成施設を卒業後、さらに他種の看護職員を養成する施設又は大学院において在学しているとき。

(返還の裁量猶予)

第十四条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、返還期日の到来していない修学資金の返還を猶予することができる。

- 一 条例第三条第一号に規定する場合を除くほか、指定機関等において業務に従事しているとき。
- 二 条例第二条第二号又は第三条第二号に規定する場合を除くほか、疾病、災害その他やむを得ない理由があるとき。

(当然免除等の申請手続)

第十五条 条例第二条又は第三条の規定により返還の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（第四号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 第十三条又は第十四条の規定による返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（第五号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(諾否の通知)

第十六条 知事は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、文書によりその諾否を申請者に通知するものとする。

(期間の計算方法)

第十七条 この規則に規定する期間を計算する場合においては、月数によるものとする。

- 2 条例第二条第一号若しくは第三号又は第三条第一号の規定による指定機関等において業務に従事した期間を計算する場合は、県内において業務に従事を開始した日の属する月から業務に従事しなくなつた日の属する月までを算入するものとする。
- 3 前項の規定により、指定機関等において業務に従事した期間を計算する場合は、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職又は停職の期間が終了した日の属する月において、再び休職又は停職の期間が開始したときは、その月を一月として計算するものとする。

(遅延損害金)

第十八条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を期限までに返還しなかったときは、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）第七条の規定により計算した遅延損害金を支払わなければならない。

(学業成績証明書等の提出)

第十九条 修学生は、毎年四月十五日までに前学年末における学業成績及び健康状態を証明する書類を養成施設の長を経由して知事に提出しなければならない。

(届出)

第二十条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所を変更したとき。
 - 二 退学したとき。
 - 三 修学に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。
 - 四 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
 - 五 復学したとき。
 - 六 卒業し、又は修了したとき。
 - 七 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつた場合又は死亡その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。
- 2 前項第二号から第六号までの届出にあつては、当該養成施設の長を経由するものとする。
- 3 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 一 第一項第一号又は第七号に掲げる事項に該当するとき。
 - 二 看護職員の免許を取得したとき。
 - 三 指定機関等において業務を開始し、若しくは就業先の指定機関等を変更し、又は業務を廃止したとき。
 - 四 養成施設を卒業したのち、さらに他種の看護職員を養成する施設に入学し、その養成施設を卒業し、又は退学したとき。
 - 五 養成施設を卒業したのち、大学院の修士課程に進学し、その課程を修了し、又は退学したとき。
 - 六 大学院の修士課程を修了したのち、大学院の博士課程に進学し、その課程を修了し、又は退学したとき。
- 4 修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第八十七条に規定する者は、返還免除申請書（第四号様式）により、死亡の事実を証明する書類を添えて知事に届け出なければならない。
- 5 第十三条又は第十四条の規定により返還の猶予を受けている者は、毎年四月三十日までに勤務又は在学の状況等を証明する書類を知事に提出しなければならない。

(他の条例等との関係)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例(平成二十六年三重県条例第二号)及び三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則(平成二十六年三重県規則第十八号)の定める事項については、その定めるところによる。

別表第一(第二条関係)

- 一 医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第一条の五第一項の規定に基づく許可病床数が二百床未満の病院
- 二 医療法第七条の規定に基づき許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占める病院(前号に掲げるものを除く。)
- 三 医療法第一条の五第二項に規定する診療所
- 四 児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設(同法第七条第二項に規定する重症心身障害児に対し治療を行う施設に限る。)
- 五 児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関(前号に掲げるものを除く。)
- 六 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
- 七 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業(同条第四項に規定する訪問看護に限る。)を行う事業所(第一号から第五号までの医療機関又は前号の介護老人保健施設において三年以上の実務経験を有する者が従事しようとする場合のみ該当するものとする。)
- 八 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院

別表第二(第二条関係)

- 一 医療法第一条の五第一項に規定する病院
- 二 医療法第一条の五第二項に規定する診療所

別表第三(第二条関係)

- 一 医療法第一条の五第一項に規定する病院で分べんを取り扱う施設
- 二 医療法第一条の五第二項に規定する診療所で分べんを取り扱う施設
- 三 医療法第二条に規定する助産所で分べんを取り扱う施設

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則(次項において「新規則」という。)第三条の規定は、この規則の施行の日以後に修学資金の貸与が決定される者の修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与が決定された者の修学資金については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 4 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

看 護 職 員 修 学 資 金 貸 与 申 請 書 年 月 日				
三重県知事		宛て		
		住 所		
		フリガナ 氏 名		
		申請者		年 月 日生
		電話番号		
		メールアドレス		
看護職員修学資金の貸与を受けたいので、次のとおり申請します。 なお、三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例及び三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則に基づく申請・届出等について、必要な範囲内で、関係機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。				
貸与を受けようとする金額	月額	円	貸与を受けようとする期間	年 月から 年 月まで 1 2箇月
在 学 し て い る 養 成 施 設	名 称		入学年月	年 月
	所在地		卒業予定年月	年 月
中 学 校 卒 業 以 後 の 履 歴		年 月	中学校卒業	
		年 月		
		年 月		
上記の者が貸与を受ける看護職員修学資金について、本人と連帯して債務を負担します。 年 月 日 連帯保証人 住 所 氏 名 本人との続柄 電話番号 年 月 日生 連帯保証人 住 所 氏 名 本人との続柄 電話番号 年 月 日生				

第3号様式（第9条関係）

返 還 明 細 書		
		年 月 日
三重県知事	宛て	
修学生番号（ ）		
住 所		
氏 名		
電話番号		
メールアドレス		
次により、看護職員修学資金を返還します。 なお、申請の内容について、必要な範囲内で、関係機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。		
返還事由発生年月日	年 月 日	
返 還 事 由		
貸与を受けた期間	年 月 から	箇月間
	年 月 まで	
休学又は停学により貸与されなかった期間	年 月 から	箇月間
	年 月 まで	
返 還 す べ き 総 額	円	
返 還 方 法	月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦 ・ 一括返還	
1 回 の 返 還 額	円	
返 還 す る 期 間	年 月 から 年 月 まで 箇月間	
備 考	※「1回の返還額」は、原則として月賦の場合は貸与月額、半年賦の場合は貸与月額に六を乗じて得た額、年賦の場合は貸与月額に十二を乗じて得た額を下回らない額としてください。	

第4号様式（第15条関係）

修 学 資 金 返 還 免 除 申 請 書		
年 月 日		
三重県知事	宛て	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	メールアドレス	
看護職員修学資金の返還免除を受けたいので、次のとおり申請します。 なお、申請の内容について、必要な範囲内で、関係機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。		
貸与を受けた者の 修学生番号及び氏名		
貸与を受けた期間	年 月 日 から	箇月間
	年 月 日 まで	
返 還 未 済 の 修 学 資 金 の 額	円	
免除を受けようと す 額	円	
看護職員として 業務に従事した 県内の医療機関の 名 称 及 び 在 職 期 間	名 称	在 職 期 間
		箇月間
看護職員の免許を 取得した年月日	年 月 日	免 許
死 亡 又 は 免 職 についての事実		
死 亡 又 は 免 職 の 年 月 日	年 月 日	
休 職 又 は 停 職 の 有 無 又 は 期 間		
備 考 添付書類 1. 在職に関する事項を証する書面 2. 免許取得に関する事項を証する書面 3. 休職又は停職の有無及び期間を証する書面 4. その他事実を証する書面		

第5号様式（第14条関係）

修 学 資 金 返 還 猶 予 申 請 書		
年 月 日		
三重県知事 宛て		
修学生番号（ ）		
住 所		
氏 名		
電話番号		
メールアドレス		
看護職員修学資金の返還猶予を受けたいので、次のとおり申請します。 なお、申請の内容について、必要な範囲内で、関係機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。		
貸 与 を 受 け た 期 間	年 月 日 から	箇月間
	年 月 日 まで	
返 還 未 済 の 修 学 資 金 の 額	円	
猶 予 を 受 け よ う と す る 期 間	年 月 から	箇月間
	年 月 まで	
猶 予 を 受 け よ う と す る 理 由		
規則第13条による当然猶予を受けようとするときは、在学する養成施設の名称を記入すること。 規則第14条による裁量猶予を受けようとするときは、在職する医療機関の名称を記入すること。		
備 考 添付書類 1 在職、在学を証する書面 2 看護職員の免許取得を証する書面 3 災害、疾病その他の理由により猶予を受けようとするときは、それを証する書面		

(別紙1) [返還猶予申請／勤務状況届出 を行う場合、使用してください。]

在 職 証 明 書

三重県保健師助産師看護師等修学資金の返還猶予申請等のため、必要な事項について、下記のとおり証明します。

1 就業者氏名 _____ (生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生)
(電話番号 _____ — _____ — _____)

2 就業者現住所 _____ (メールアドレス _____)

3 業務内容 (該当する項目に○をしてください。)

【記載にあたっての注意事項】

※ 看護職員業務とは、看護師等の資格を要する業務、助産師業務とは、助産師の資格を要する業務です。

※ ウ に該当する場合、返還免除の対象外となります。

ア 看護職員業務

イ 助産師業務

ウ その他業務

4 業務形態 (該当する項目に○をしてください。)

【記載にあたっての注意事項】

※ 非常勤職員の勤務時間が週単位で定められていない場合で、月平均勤務予定時間が128時間以上の場合はイを、それ未満の場合はウを選択してください。

※ 非常勤のうち、ウに該当する場合、返還猶予の対象外となります。

ア 常勤職員

イ 非常勤職員 (週32時間以上勤務)

ウ 非常勤職員 (週32時間未満勤務)

5 就業開始日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から

【記載にあたっての注意事項】

※ 該当修学資金における看護職員資格の取得後の日付を記入してください。

〔例〕准看護師及び看護師の資格を取得して、看護師養成課程のみで修学資金を利用した場合、看護師資格の取得(登録)日以後の日付を記入。

6 上記1の就業者が上記5の就業開始日における貴施設での分べんの取扱状況について

【記載にあたっての注意事項】

※ この項目は、助産師修学資金の貸与を受けた方のみ記入してください。

※ イに該当する場合、返還免除の対象外となります。

ア 分べんを取り扱っている

イ 分べんを取り扱っていない

証明年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

施設の名称

所在地
(法人名等)

開設者名
(法人名等)

代表者名 _____

(法人名等とは別に施設名称を明記のこと。)

※ この証明書は、公金返還猶予の証拠書類となります。記入にあたってはご留意ください。

※ (証明医療機関→三重県へ提出)

就業先医療機関の証明印廃止に伴い、証明書の真正性を担保するため、証明を行った医療機関より提出をお願いします。

(別紙2) [返還免除申請／返還猶予申請／勤務状況届出) を行う場合、使用してください。]

就 業 証 明 書

三重県保健師助産師看護師等修学資金の返還免除申請等のため必要な事項について、下記のとおり証明します。

1 就業者氏名 _____ (生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生)

(電話番号 _____ - _____ - _____)

2 就業者現住所 _____ (メールアドレス _____)

3 業務内容 (該当する項目に○をしてください。)

【記載にあたっての注意事項】

※ 看護職員業務とは、看護師等の資格を要する業務、助産師業務とは、助産師の資格を要する業務です。

※ ウ に該当する場合、返還免除の対象外となります。

ア 看護職員業務

イ 助産師業務

ウ その他業務

4 勤務期間及び勤務形態

【記載にあたっての注意事項】

※ 該当修学資金における看護職員資格の取得後の日付を記入してください。

【例】 准看護師及び看護師の資格を取得して、看護師養成課程のみで修学資金を利用した場合、
看護師資格の取得（登録）日以後の日付を記入。

※ 勤務継続中の場合、勤務終了年月日欄に「勤務継続中」と記入してください。

※ 勤務形態の「ア 常勤」は常勤職員の勤務、「イ 非常勤1」は非常勤職員で週32時間以上の勤務、「ウ 非常勤2」は非常勤職員で週32時間未満の勤務とします。

※ 非常勤職員の勤務時間が週単位で定められていない場合は、月平均勤務時間が128時間以上の場合は イ を、それ未満の場合は ウ を選択してください。

※ 非常勤のうち ウ に該当する場合、返還免除の対象外となります。

※ 用紙1枚に書ききれない場合は、複数枚に分けて記載してください。

勤務開始年月日	勤務終了年月日	勤務形態 (いずれか○をしてください)
. .	. .	ア 常勤 イ 非常勤1 ウ 非常勤2
. .	. .	ア 常勤 イ 非常勤1 ウ 非常勤2

5 上記のうち休職又は停職の期間 (いずれかに○をしてください)

ア なし イ あり (_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日)

理由:

(_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日)

理由:

6 上記1の就業者が上記4の就業開始年月日における貴施設での分べんの取扱状況について

【記載にあたっての注意事項】

※ この項目は、助産師修学資金の貸与を受けた方のみ記入してください。

※ イ に該当する場合、返還免除の対象外となります。

ア 分べんを取り扱っている

イ 分べんを取り扱っていない

証明年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

施設の名称

所在地

(法人名等)

開設者名

(法人名等)

代表者名 _____

(法人名等とは別に施設名称を明記のこと。)

※ この証明書は、公金返還猶予の証拠書類となります。記入にあたってはご注意ください。

※ (証明医療機関→三重県へ提出)

就業先医療機関の証明印廃止に伴い、証明書の真正性を担保するため、証明を行った医療機関より提出をお願いします。

(看修 05)

看護職員修学資金貸与辞退届

年 月 日

三重県知事 宛て

修学生番号

住 所

氏 名

電話番号

メールアドレス

この度、三重県保健師助産師看護師等修学資金の貸与決定をいただいたところですが、下記の理由により貸与の辞退を申し出ます。

記

理由

看護職員修学資金 休学・復学・退学 届

年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

メールアドレス

1	看護師等学校・ 養成所及び学科名	
2	修 学 生 番 号	修学生 :
3	貸 与 状 況	1 現在、貸与を受けている 2 過去に貸与を受けている
4	生 年 月 日	年 月 日
5	入 学 年 月 日	年 月 日
6	休 学 年 月 日	年 月 日
	復 学 年 月 日	年 月 日
	退 学 年 月 日	年 月 日
7	理 由	〔例〕休学・退学 : 病気、けが 復学 : けがの治癒、健康状態の改善
8	修 学 資 金 の 取 り 扱 い	〔例〕休学 : 復学後、残り期間分の貸与を希望 復学 : 残り期間分の貸与を希望 退学 : 返還

※ 上記表題の該当しない項目を二重取消線で消し (例: ~~退学~~)、3の該当番号を○で囲むこと。

(看修 07)

※ 返還猶予期間中の「指定機関等での業務従事、進学先での在学」の確認に使用（年 1 回 4 月届出）

年 月 日 三重県知事 宛て	
勤務状況・在学状況届出書	
三重県保健師助産師看護師等修学資金の返還猶予期間（指定機関等にて業務に従事又は他種の看護職員養成施設に進学）中における勤務状況及び在学状況を、次のとおり届け出ます。なお、届出の内容については必要な範囲内で、関係機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。	
就業者氏名	_____
	修学生番号 _____
生年月日	_____ 年 月 日
	電話番号 _____ — —
メールアドレス	_____
就業者現住所	_____
【就業している方】	
<u>勤務状況</u>	
1 勤務先（該当する項目に○をしてください。）	
ア 変更なし	
イ 変更あり （勤務先： _____ ）	
2 勤務先の業務内容（別紙『在職証明書』に記載）	
3 勤務先の業務形態（別紙『在職証明書』に記載）	
〔注〕 勤務状況変更の有無に関わらず、 在職証明書 を添付してください。	
〔注〕 原則として、条件を満たさない勤務先へ転職した場合や、前勤務先での就業期間と現勤務先のそれとの間に 1 か月以上の未就業期間が生じるなどした場合、返還手続等が必要です。	
【進学している方】	
<u>在学状況</u>	
1 進学先（該当する項目に○をしてください。）	
ア 変更なし	
イ 変更あり （変更内容： _____ ）	
2 在学状況（進学した施設の『在学証明書』を添付）	
〔注〕 在学状況変更の有無に関わらず、 在学証明書 を添付してください。	
〔注〕 卒業・退学の場合、その後の就業による返還猶予手続等が必要です（指定機関等への就業でない場合、返還手続きとなります）。	

※ この届出書は、公金返還猶予の確認書類となります。記入にあたってはご注意ください。

※ 就業している方は勤務先より、進学している方はご本人よりご提出ください。

(看修 08)

看護職員修学資金 繰上返還申出書

令和 年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

電話番号

メールアドレス

看護職員修学資金返還金の繰上返還をしたいので、下記のとおり申し出ます。

記

資 金 の 種 類	三重県看護職員修学資金
修 学 生 番 号	
繰 上 返 還 方 法	月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦 ・ 一括返還
1 回 の 返 還 額	円
繰 上 返 還 希 望 月	令和 年 月以降
繰 上 返 還 を す る 理 由	

※希望する繰上返還方法に○をし、1回の返還額を記入してください。

氏名・住所 変更届出書

_____年____月____日

三重県知事 宛て

氏名: _____

修学生番号※: _____

生年月日: _____

勤務先名: _____

私は、三重県保健師助産師看護師等修学資金の貸与を受けています（受けました）が、この度、氏名・住所を変更しますので、次のとおり届け出ます。

新	新氏名	変更日 _____年____月____日
	新住所	〒 _____ 変更日 _____年____月____日
旧	貸与時の氏名	
	旧住所	〒 _____
連絡先		電話番号 _____
		メール _____ @ _____ アドレス

※修学生番号が不明なときは空欄のままで結構です。

(看修10) ※ 指定機関等において業務に従事している途中で、勤務先を変更する場合に使用

三重県知事 宛て

年 月 日

勤務先変更届出書

三重県保健師助産師看護師等修学資金の返還猶予期間（指定機関等にて業務に従事）中において勤務先を変更するため、次のとおり届け出ます。

就業者氏名 _____ 修学生番号 _____

生年月日 _____ 年 月 日 電話番号 _____ - _____

メールアドレス _____

就業者現住所 _____

1 新しい勤務先の業務内容（該当する項目に○をしてください。）

【記載にあたっての注意事項】

※ 看護職員業務とは、看護師等の資格を要する業務、助産師業務とは、助産師の資格を要する業務です。

※ ウ に該当する場合、返還免除の対象外となります。

ア 看護職員業務

イ 助産師業務

ウ その他業務

2 新しい勤務先の業務形態（該当する項目に○をしてください。）

【記載にあたっての注意事項】

※ 非常勤職員の勤務時間が週単位で定められていない場合で、月平均勤務予定時間が128時間以上の場合は イ を、それ未満の場合は ウ を選択してください。

※ 非常勤のうち、ウ に該当する場合、返還猶予の対象外となります。

ア 常勤職員

イ 非常勤職員（週32時間以上勤務）

ウ 非常勤職員（週32時間未満勤務）

3 新しい勤務先の就業開始日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から

【記載にあたっての注意事項】

※ 該当修学資金における看護職員資格の取得後の日付を記入してください。

〔例〕准看護師及び看護師の資格を取得して、看護師養成課程のみで修学資金を利用した場合、看護師資格の取得（登録）日以後の日付を記入。

4 添付書類 前就業先の『就業証明書』の写し（原本は後日の返還免除申請時まで保管）

上記記載事項（4を除く）について、相違ないことを証明します。

証明年月日： 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

施設の名称

所在地

(法人名等)

開設者名

(法人名等)

代表者名 _____

(法人名等とは別に施設名称を明記のこと。)

※ この証明書は、公金返還猶予の証拠書類となります。記入にあたってはご注意ください。

※ （証明医療機関→三重県へ提出）

就業先医療機関の証明印廃止に伴い、証明書の真正性を担保するため、証明を行った医療機関より提出をお願いします。

ご不明な点やご質問がありましたら、下記の事務担当にお問い合わせください。

事務担当

三重県 医療保健部 医療人材課 看護職員確保班

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

TEL : 059-224-2053

FAX : 059-224-2340

E m a i l : shugaku02@pref.mie.lg.jp (看護修学資金専用メールアドレス)

U R L : <https://www.pref.mie.lg.jp/common/03/ci600014659.htm>

※ホームページから各種様式をダウンロードできます。